

第198回千代田区建築審査会会議録

日 時：令和4年2月16日(水) 午後2時から午後3時まで

場 所：千代田会館10階 研修室

参加委員：4名

会 長	関 智文
会長職務代理	木島 千嘉（オンライン参加）
委 員	正木 順子
委 員	山崎 芳明

議 題：

以下の(1)～(3)のいずれも、建築基準法第44条第1項第2号（道路内の建築制限）の規定に基づく千代田区建築審査会の同意について

(1) 議案第15号

飯野ビル前広告付きタクシー乗り場上家新設工事

(2) 議案第16号

虎の門三井ビル前広告付きタクシー乗り場上家新設工事

(3) 議案第17号

御茶ノ水ソラシティ前広告付きタクシー乗り場上家新設工事

結 果：

いずれも同意

議事の概要：

会長

議案3件の詳細をまとめて説明願いたい。

千代田区

いずれも、道路内にタクシー乗り場の上家を建築する計画である。タクシー利用者に対し乗り場の位置を明確にすること、雨天時における雨除けの役割を果たすことといった利便性や快適性の向上を目的とした新設であり、国土交通省が「タクシー適正化・活性化法」を施行した際にタクシーは地域交通を形成してい

	る重要な公共交通機関であると認識していることから、公益上必要な建築物といえる。また、道路への影響についても、歩道の残幅員が十分に確保されており、所轄の警察署・消防署・道路管理者から支障がない旨の意見を受けていることから、通行上支障がないと判断できる。このため、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき建築審査会の同意を求めたい。
委員	議案第17号の広告板の位置を変更したようだが、広告板による光の反射のために車を運転しにくくなり、事故の原因にならないか。警察等が検証したのか。
事務局	東京都屋外広告物条例の関係で、タクシー乗り場上家に掲示する広告も審議されている。令和2年9月の東京都広告物審議会において、広告を掲示する場所や計画を東京都がすべて確認しており、了承している。了承にあたっては道路管理者と十分協議し、配慮することになっているため、その懸念についても議論がなされたと思う。
会長	既存のタクシー看板は撤去されるのか。
千代田区	そうである。新設する上家に「TAXI」と表記があるので支障はないと考えている。
委員	そもそもなぜ上家が必要なのか。バスは待つ場所が決まっているので上家が必要なのは理解できるが、タクシーはスマートフォンのアプリなどを用いて、気軽にどこでも拾うことができるため、上家は不要ではないか。路上には、歩行に支障があるものは極力設置しないのが原則である。タクシー乗り場の上家の必要性は、東京都広告物審議会でも議論されたのか。
事務局	東京都広告物審議会においては、タクシー乗り場上家の必要性の有無については議論されていない。 一般論としては、タクシー乗り場に上家があることにより、タクシーに乗りやすい場所が利用者によく見えるというメリットがあると思う。

委員	駅前など、利用者が多く需要があるなら理解できる。目印になるいくつかに絞って上家を新設しようとしているのか。
事務局	令和4年度までの設置スケジュールを見ると、駅や劇場の前など、利用者が多いと思われる場所に主に設置する方向のようである。上家が乱立しないように道路管理者が管理している。
会長	ガードパイプが途切れている場所からタクシーを呼ぶように、道路管理者が事実上誘導しているのではないか。
事務局	タクシーが長時間路上駐車できないという事業者側の事情でそのようにしているのではないか。
会長	過去の千代田区建築審査会でタクシー乗り場上家について審議したことはあるか。
事務局	平成30年12月に広告のないタクシー乗り場上家を審議したことがあるが、広告付きのタクシー乗り場上家が議案となるのは今回が初めてである。
委員	議案第17号の御茶ノ水ソラシティ前のタクシー乗り場上家の図面が差替えられたのは、図面が計画の内容と一致していなかったためか。それとも計画そのものを変えたのか。
千代田区	元々は変更後の図面のとおり、車道から見て左側に広告板を付ける予定だったものが、事業者側の手違いにより右側に広告板を付ける内容の計画が進められていたようだ。本来は、車の進行方向に沿って乗客が並び、並んでいる乗客に広告を見もらうのが趣旨であるため、乗客の流れに合わせて広告を掲載するのが基本である。
委員	広告収入はタクシー乗り場上家の維持管理や整備に充てられるのか。
事務局	タクシー会社とは別の会社が広告を設置し、その広告収入が新たな上家の設置費に充てられる。

委員	行政はタクシー乗り場上家の管理状況をチェックするのか。
事務局	行政は事業者からの申請に基づき広告の内容の審査は行うが、管理状況のチェックはしていない。
委員	台風や地震などで被害が生じたときのことを考えると、管理者を明確にする必要がある。また、各事業者の広告掲載の是非はどのような基準で判断するのか。
事務局	タクシー乗り場上家の広告掲載にあたっては内容を更新するたびに事業者が申請し、行政が内容を確認する。
会長	タクシー乗り場上家はすべて公益財団法人東京タクシーセンターが管理するのか。
事務局	平成30年12月に審議した案件も含め、建築主はすべて公益財団法人東京タクシーセンターである。広告などは別の会社が管理しているかもしれない。
会長	資料の「道路占用許可基準及び道路占用物件配置標準」は誰が用いている基準なのか。
千代田区	都道における基準である。タクシー乗り場上家に広告を掲載し始めてから日が浅く、基準がまだ整理されていないため、バス停のものを準用しながら運用している。
会長	本件上家の設置は、建築基準法第44条第1項第2項の要件である「公益上の必要性」と「通行上支障がないこと」を満たしており、その上で利便性と快適性の向上を目的としていると受け取れるが、どうか。
千代田区	「公益上の必要性」は国土交通省が「タクシー適正化・活性化法」を施行した際にタクシーは地域交通を形成している重要な公共交通機関であると認識しているため、また「通行上支障がないこと」は東京都第一建設事務所、警視庁、消防庁からの了承を得て

	いるため、建築基準法第44条第1項第2項の要件を満たしているという認識である。
委員	基本的には問題がないと思うが、広告掲載が目的になると趣旨が変わってくるため、タクシー乗り場上家を設置する基準がより明確にされているとよい。
会長	タクシー乗り場の上家を作るのは、既存のタクシー乗り場のポールがある場所のみなのか。
千代田区	今回の計画は、現にタクシー乗り場がある場所の利便性の向上を目的としている。ただ、タクシーは乗り場以外の場所からでも乗ることができるという特性があるため、今後タクシー乗り場がない場所にも上家を設置する場合には、公益財団法人東京タクシーセンターに、なぜその場所に設置するのかを確認する必要がある。
会長	タクシー乗り場のポールの法的な意味についても確認し、報告してほしい。 結論としては同意でよいか。

(委員全員了承する)

※確認すべき事柄（タクシー乗り場のポールの法的な意味）については、後日に千代田区が確認した。確認結果を3月2日に事務局が各委員へ通知した。

以上